

平成29年 第3回（8月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成29年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成29年8月29日 (1日間) 午後2時00分 開会

平成29年第3回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 本田 順也	2番 北浦 守金	3番 森 多久男
4番 田添 政継	5番 土井 信幸	6番 南条 博
7番 山口 喜久雄	8番 中村 好治	9番 上田 篤
10番 町田 康則	11番 小嶋 光明	12番 林田 勉
13番 松本 正則		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 山本 博幸	総務課長 後田 一光
施設課長 田中 金大	総務課課長補佐 鳥辺 伸一	施設課課長補佐 川内 康裕

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 高柳 和幸      書記 濱崎 和也      書記 岸本 晶

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	副議長の選挙について
日程第2	議席の指定について
日程第3	会期の決定について
日程第4	会議録署名議員の指名について
日程第5	議会運営委員会委員の選任について

- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第8号 県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部を  
改正する条例
- 議案第9号 平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正  
予算（第1号）
- 議案第10号 平成28年度県央県南広域環境組合一般会計歳入  
歳出決算の認定について

○議長（松本正則君）

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全議員出席の13名でございます。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、島原市選出議員の本多秀樹議員及び馬渡光春議員から6月22日付で組合議員辞職の届出がありましたので、これを許可しましたことを御報告いたします。

これに伴い、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

島原市議会議員 本田 順也 議員

島原市議会議員 北浦 守金 議員

でございます。よろしく願いをいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

また、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一貫といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着などの着用は各位の判断にお任せいたしますので、よろしく願いしたいと存じます。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願いを申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、報道取材のため撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管

理者。

**○管理者（宮本明雄君）**

皆様こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成29年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、おおむね1日当たり250tのごみ処理を順調に継続しており、6月17日から26日までの10日間、炉の運転を計画的に停止し、ピットのごみ残量調整と炉の点検整備を実施したところでございます。

次に、昨年10月18日、福岡高等裁判所において成立した和解に基づく平成23年度から平成28年度までの合計6年間分の精算金につきましては、7億7,000万円に決定し、8月24日に収納が完了いたしましたので、歳入予算として今議会に提出しております。

議案第9号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」に、歳出予算の弁護士報酬及び積立金等、合わせて計上させていただいております。

なお、JFEエンジニアリングと本組合の連携協力につきましては、福岡高裁和解成立と同時に締結した協定書のとおり、施設に関する技術的支援、経費情報の提供を初め、和解精算に関する事務につきましても、真摯な対応をいただいているところでございます。

瑕疵担保期間が切れる平成32年度以降の施設のあり方につきましては、構成市で組織する廃棄物担当部長課長会議の第1回目を5月12日に開催し、協議を始めまして、7月11日には第2回目を開催し、各構成市の意見や課題点の集約など、事務レベルでの協議及びデータ整理等を引き続き進めているところでございます。

最後になりましたが、今議会に提出いたしました議案は、「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の外2件でございます。

内容につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

**○議長（松本正則君）**

それでは、続きまして、全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備しておりますので、議員の皆様は移動をお願いいたします。

(午後2時05分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長から御報告をいたします。

林田勉議員から議会運営委員会委員の辞任の申し出がありましたので、委員会条例第11条の規定により、これを許可しましたので、御報告いたします。

それでは、日程第1「副議長の選挙について」を議題といたします。

組合同約第7条第2項の規定により、組合議員のうちから組合の議会で選挙するとなっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、指名推選の方法に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名する方法に決定いたしました。

副議長に林田勉議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました林田勉議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、林田勉議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました林田勉議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

副議長就任の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（林田 勉君）

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の推挙を得まして、県央県南広域環境組合議会副議長の

要職につくことになりました島原市議の林田勉でございます。誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げる次第であります。

微力ではございますが、議長の下に相助け合い、広域行政の進展と地方自治の発展のために努力を払い、議会運営の万全を期してまいりたいと考える次第でございます。

ここに議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願います。

**○議長（松本正則君）**

ありがとうございました。

次に、日程第2「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員になられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番 本田 順也議員。

2番 北浦 守金議員。

12番 林田 勉議員。

以上のとおり議席を指定いたします。

議席移動のため、しばらく休憩いたします。議席の移動をお願いいたします。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時26分 再開)

**○議長（松本正則君）**

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月29日一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（松本正則君）**

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に6番南条博議員及び7番山口喜久雄議員を指名いたします。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

委員会条例第2条第1項の規定により、議会運営委員会委員の任期が8月23日をもって任期満了となっております。よって、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、5番土井信幸議員、7番山口喜久夫議員、10番町田康則議員、11番小嶋光明議員、2番北浦守金議員、以上5名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（松本正則君）**

御異議なしと認めます。

以上5名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条及び第3条の規定に基づき、本日から平成31年8月28日までの2年間となります。よろしくお願ひいたします。

ここで、議会運営委員会正副委員長の互選についての協議をお願いしたいと思っておりますので、議会運営委員会を開催するため、しばらく休憩をいたします。委員の皆様は御移動をよろしくお願ひします。

(午後2時27分 休憩)

(午後2時35分 再開)

**○議長（松本正則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に先立ちまして、先ほどの議会運営委員会において、議会運営委員会委員長に土井信幸議員、副委員長に小嶋光明議員が互選されましたので、御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願ひいたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、答弁を含めて60分の時間内に終わるように御協力をお願ひいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願ひいたします。

なお、本日は、一般質問及び議案質疑など、全て自席でお願ひいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっておりますが、今回はお一人ですので、4番の田添政継議員が一般質問を行います。それでは、田添議員。

**○4番（田添政継君）**

諫早市議会選出の田添でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

ここ2年ほど少し空白期間がありましたけれども、ずっと裁判とか百条委員会とかに関わってきたという経過がございまして、どうしても当時から大変懸案でありましたけれども、平成32年度以降の施設がどうなっていくのかということについて、どうしても確認をしたかったということと、それから、2年ちょっとしかないという状況の中で、あまり期間は残されていないような気もいたしますので、どういう選択肢があるのか、どういう契約を、延長を取り結んでいかれるのかということについて、確認をしながら質問をさせていただきたいと思えます。

まずは、これまでの裁判の中とか、あるいはこの議会の中で答弁されている問題から取り上げてみたいと思うんですが、平成25年の係争中の裁判の中で、裁判長から原告、被告に対して、32年度以降の運転はどうするのかというふうなことで、裁判長から原告、被告に意見が求められているんですけども、そのときのJFEの答弁は、係争中であれば、そのことに話し合うということは、応じることはないんですけども、その後のことについてということで、改めて裁判長から問われて、こういうふうに答弁しております。

原告の、つまり、組合の要望を確認した上で、被告JFEにおいて、本施設の経年劣化に対応した設備改良工事、長寿命化の費用及び平成32年4月以降の運転に要する費用を算出し、それを原告、組合が検討し、原告と受託条件を協議するという段取りを経ることが必要であるというふうに述べた後で、原告はJFEによりますと、議会对応などを含めて、相当長期間を要するであろうと、その協議の期間がですね。そういうふうなことをJFEとして述べられているわけです。

それから、もう一つ議会の中で、山本事務局長の御答弁だというふうに思うんですが、32年度以降のことについては、長寿命化計画というのもあるんですけども、建物を残しながら、中のプラントの方式自体を変えるという例もある。それから、建て替えるということもあるというふうな事で選択肢を述べられておりますけれども、そういった問題を少し詰めて今日は質問をさせていただきたいというふうな思いから、通告書を提出をいたしておるわけでありましてけれども、色んな選択肢があるのかなのか、よく私もそこら辺は分かりませんが、先ほど管理者の方から具体的にそういう話し合いが構成市の中で進んでいるというふうな御報告もありましたけれども、そこら辺も含めて再度確認をしながら、御答弁を求めたいというふうに思えます。

まず、平成32年3月までのタイムスケジュールについて、どのように考え



ていらっしやるのか、御答弁をお願いします。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

まず、裁判の経過、その中で一番問題になっておりましたのが、32年以降の運転の形態についてでございます。どうしてかといいますと、そのときの実際に私ども組合がJFE側に委託したり、燃料費とか、そういうものが幾ら掛かっているか分かっているんですけども、実際にJFEが負担している額、独自に負担している額、委託料というのは決まっておりましたので、その額ではとても運用ができていないだろうなというのは想定がされていた。それはほかの、よその組合とか市の炉を見ますと、同じ方式でやられているところは随分高くなっているというようなこともありまして、そのことは容易に想像ができましたから、裁判の途中でも何回もJFEに、実際に要している額、JFEは逆に言えば負担している額を明示をしてくださいよということをお願いをしてまいりました。

先ほどおっしゃいましたのは、その中の一環だと思えますけれども、和解の中でそういうことが言われたんだと思えますけれども、そういう経過がございます。

何度もJFEの本社の方にも2度ほど、私ども4名でお邪魔をさせていただきまして、そのときにもお願いをしてみましたけれども、JFEとしては係争中だから明示することはできないということで、裁判が8年間かかったということもありまして、これまでは明確な明示がなされてなかったというのが現実的なことでございます。

そうは言いつつも、32年3月以降どうするのかということなんですけれども、その明示というものは、これだけ分ぐらい負担していますよというのは、それとなく私どもは、ああ、これくらいかなという数字はある程度想定をしていた分がございまして、それはJFEから与えられたものじゃないんですけども、よその経費等を参考に、そうじゃないかなというぐらいの額を見てまいりました。

今回、御提示をいただいている部分、和解が終わりましたので、その辺については、これくらいというのは、もう分かっているんですけども、それによりますと、我々の想定していたものとそう変わらないということで、ただ、今よりも随分高いということが言えます。

そういったことは想定範囲内と思うんですけども、そういった中で、今

後どのようにやっていくのかということをございますけれども、まず組合としては、やり方としては、大きくは2つ、現施設を延命化する。15年ほど延命化するという案が一つ。

それから、もう一つは、新しい炉の方式、新しい炉を新たに建設すると。随分とこの15年ほどで施設も焼却炉も進みまして、最近では、非常に低廉な経費で運用ができていますから、その辺が損益分岐点といえますか、できるだけ安く、しかも、色んな障害等が起こらないような形で運営していく、効率的な運営をするというのが、この組合の設置目的でございますので、そういう形で運用するためにはどうすればいいかということで、一つは先ほど申し上げました延命化、15年ほどの延命化、それから、もう思い切って新しい炉に変えてしまうということ、この二つが大きくは考えられます。

延命化の場合にも、色々あるんですけれども、3年ほどとか、5年ほど延命化することになると、これくらいの経費、15年延命化するとすると、これくらいの経費ということが出てまいります。新設の場合は、比較的事例もありますので、これくらいの経費が掛かるだろうというのは想定ができます。

先ほど言われた中で、今、どれが一番有利なのだということをしてJFEさんの御協力もいただいて、これからJFEしかわかりません部分が非常に多いものですから、それは想定どおり、協定書どおりの御協力をいただいて、和解をしたら、そういう協力をしていただけないんじゃないかという話もありましたけれども、そういう心配をしなくていいような状況で、今のところ、推移をしているということをございます。それも担当部長会議、課長会議として、その案がおかしくないかということをして幾つもの案がございますので、それを一つ一つ精査をしていって、そして新しい方式なり、その延命化なりを決定していくということで、すぐというわけにはいきませんが、色んな意味で検討を重ね、これで行こうという成案を持ちたいなというふうに思っているということをございます。

いずれにいたしましても、今の炉を延命化する場合には、運転を途中でやめるわけにはいかないですね。毎日、年間8万トンを超えるごみが収集されますので、毎日二百数十tごみが搬入されてまいります。何か月も止めるとするのは、もう不可能に近いので、そういうことをしない方法が何かないだろうか。新設の場合は、延命化をして新しく造りますから、それは途中休止になるということはないんですけれども、そういう問題点もありますし、経費の問題もある。経費の問題というのは、今、我々が支払っている経費のほかに、JFEさんが負担されている経費というのが当然あるわけですから、その分を

加味したところで32年度以降は支払う必要がありますので、その辺の経費の問題。

それから、延命化ということになりますと、耐久、一定期間で、要するに交換せんといかんようなものが出てまいります。それが容易に手に入るようなものだったらいいんですけれども、注文生産になって、ものすごく高いというようなことも、一つ一つ潰していく必要がありますので、今、その辺について検討をさせていただいているということでございます。

新しく炉を造るということになりますと、つなぎ運転と、今の炉を3年間とか4年間とか5年間とか6年間とか、短期間です。15年間とか長期じゃないんですけれども、つなぎ運転という形で今の炉で焼却をしながら、新しい施設を造っていくという方式になるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、大きな問題が、そのごみの処理を毎日毎日、10日間とかだったら何とかなるんですけれども、1月間ぐらいだったら何とかなるかもしれないんですけれども、止めるわけにはいかないということが、もう大前提で進めていく必要がございますので、この近くにそういう処理ができるような施設で、余裕があるところはないという結論を得ましたので、そういうことで、現在どの方式が一番有利かということを検討をしているということでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

ありがとうございました。2年半というような残された期間だというふうに思うんですが、そうしたときに、要するにどの時期かでどういう延命というか、新炉を含めての選択をするかというのは、結論を出す必要があるというふうに思うんですが、その結論の時期というのは、大体こういう時期にこういう結論を出したいというふうなのはお考えがあるんでしょうか。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

なるべく早くがいいということですが、拙速になってもいけないということもありまして、今はそういう基礎的な資料を集め、そしてまた、4市で協議をしながら、その資料が間違いないかどうかを確認し合っているという状況でございます。

アセスとかの必要も、新設とかになりますと当然ありますので、そういうも

のの期間とかを含めて、そういうことになりますと、今年いっぱいぐらいで資料の整理をして、来年度いっぱいぐらいで一定の方針ができればいいなというふうに思っております、そういう部分で31年度ぐらいから、いずれにしても、多少の修繕と申しますか、つなぎの部分とかが必要な部分になりますので、その辺についての方針を出し、その前に新設かどうか、延命化が適当か、新設かを決定していく時期が来るだろうというふうに思っております。

拙速にならないようにしたいというのもあるんですけども、やはり一定の期間が保証期間みたいなものですので、瑕疵担保期間というのは。そういう期間が迫っておりますので、その作業に、もう今年度の初めから着手をしたということで御理解いただければと思います。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

考え方ですけども、新炉というふうな選択をされたときは、JFEというふうには限らないんですね。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

JFEとの随契ということだろうと思うんですけども、それは今考えておりませんが、幅広い選択肢の中からどれが一番有利か。

ただ、今の炉を解体するにしても何にしても、その部分はJFEしか私にはできないと思っています。

この4人で本社にお伺いしたときにも、その辺は当時の担当専務だっと思うんですけども、今、副社長ですけども、その方の話によれば、たとえ他のメーカーの炉になっても協力はしますということは言われていましたので、そこはお互いの信頼関係の中で、お互いに支え合っていくのがいいのかなというふうに思っています。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

2回の検討会が開催をされたということでございますけれども、改めて構成メンバーと、それから、実際に管理者のほうからその検討会に検討内容を答申されたのかどうかわかりませんが、そこら辺でどういうふうな議論をしてほしいというふうなことで検討会が設置をされたのか、メンバーとそ

の内容について、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私の方から御答弁を申し上げます。

まず、検討会に関する御質問にお答え申し上げます。

検討会の構成員といたしましては、各構成市の廃棄物担当部長及び課長等で組織、それと事務局ということで、名称としては、一応廃棄物担当部長課長会議ということで、今検討をさせていただいております。

開催状況は、現在2回。1回が挨拶にもございましたけれども、本年5月12日でございます。このとき、大きくは、私ども、この検討会議の任務としましては、まず、判断をしていただける資料をいかに整理をしていくか。色んなパターンといいますか、先ほどもお話がございましたけれども、延命化、あるいは建て替えとなった場合にも、色んなパターンがございますので、そういうもののパターンごとに整備費とか運営費とか、課題点、色んなものを整理しながら、要は判断をしていただくためのそういう基礎資料を同じ条件で、どう整理していくかという部分を今やっております。

12日については、今、専門のコンサルタントにも依頼をして比較資料等のたたき台的なものを整理したいということで今後の進め方などを話しております。

2回目は、7月11日に1回目の協議の資料に対して、御指摘をいただいた分、そういうものについて修正をしたり、新しい資料を追加したりというようなことでやっております。

それと、今後、整備方針の件等に並行して、経費負担のあり方なども議論をしていきたいということで考えているところでございます。

また、検討会の結論といいますか、今、答申とおっしゃられましたけれども、そういう外部機関ではないので、そういう正式な部分はありませんけれども、一定整理が終わった時点で、今後、どういうふうに構成市の中で進めていくかというものを、また、管理者、副管理者に相談しながら、レベルを上げていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

この検討会については、管理者の方にも当然、結論が出たら報告されると思うんですが、議会に対してもそうだと思うんですけども、議事録とか、そういうペーパー化するという、そういう会議になっていますか、それとももうそういうのはとっていないということですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

現段階では、まだその資料の整理の前段の色々な御指摘をいただいているという部分でございますので、正式にそういうものは議事録としてとっていることはございませんけれども、今後、具体的に色々な各市の方針であったりとか、そういうものをしていく中では、概略的なものを当然残していくというのは、もうそういうことだろうと思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

選択肢を含めて、さまざまなコスト面を含めてだと思うんですけども、検討されていると思うんですが、2回の会議の中で、大体こういう問題を議論していこう、検討していこうというふうな、幾つかのやっぱり確認事項みたいなものがあると思うんですが、どういうふうなことに2回の検討会の中で話をされていきましたか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これはまだ2回でございまして、先ほど申したとおり、その基礎資料の整理が主でございます。先ほどから申すとおり、さまざまなパターンがございますので、それに合わせて、その事業費、条件、例えば、あるときは炉の規模をどう設定するかとか、それで値段が全然違いますし、例えば、新しい処理方法を検討する場合でも、何で試算をするか。それも当然、その炉の形式によって変わってまいります。そういう費用的なものを中心に、ただ色々な環境の問題とか、私ども圏内には最終処分場がございませんので、そういうものも当然検討の中の一部には入ってくるだろうと思えますし、現在、色々な災害もございまして。そういう分の対応、将来的な部分も含めて検討していければと思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

管理者の方からもありましたが、一応検討の結論の時期というのは、今年とかいうお話が、宮本管理者からあり、来年いっぱい、来年度ですか、来年度いっぱいですね。それと連動して結論を出すということですね。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

はい、議員が御指摘の、残る期間が、瑕疵担保期間がもう2年半ということで、できるだけ早くということで努力はいたしますけれども、いずれにしても、さっき管理者の方から御指摘がありましたように拙速にならない。要は、十分にやっぱり構成市でわかって議論をして、それから、間違いのない選択をするような格好で進めていければなと思っているところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

長崎県ごみ処理広域化計画という、いわゆるダイオキシン対策として、大型炉の導入と、24時間運転ということで、広域化が進められたというふうに思っているんですけども、その広域化計画は、もう切れるころではないかと思うんですが、それ以降の長崎県の広域化計画というのは、策定をされるのか。

それと、広域化計画どおりに今のところはなっていないですね。大村市とか南島原市とか含めてですね。そういう枠組みというのは、今後も変わっていかないのか。県の考え、あるいは今の広域組合の枠組みというのは、変わらないのか、そこら辺について御答弁をお願いします。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

構成市の枠組みの中の長崎県ごみ処理広域化計画の分の御質問であろうと思っております。

これは長崎県においては、御存じのように国の指導もありまして、平成11年3月に長崎県ごみ処理広域化計画を策定されております。その後、平成21年7月に計画の見直しをされております。計画の期間としては、いずれにしても、平成30年度までということでございます。

この計画で、県下を7ブロックに分けまして、本組合の区域は、本組合の区

域、あと大村市、それに残ります南島原市の残りを含めた区域で一つのブロックということで、当初の計画では、この中で最終的に1施設の体制を目標にするというふうな格好でなっておりましたけれども、平成21年7月の見直しで、この分が見直しをされておりまして、見直し後については3施設、要は大村、それとここのクリーンセンター、それと南有馬のクリーンセンターということで、一応3施設体制ということで計画の変更をされておるところでございます。

ただ、この見直しの際に、備考欄には、南有馬クリーンセンターで処理しているごみは、将来的に県央県南クリーンセンターで処理することを検討するという注記的な分が盛り込まれているという状況でございます。

平成29年4月1日現在で、県下の焼却施設の広域化、集約化という部分については、32年度の現計画の目標、県下全体で十何施設になりますけれども、これについては、30年が目標なんですけれども、32年には何とか達成できそうだというような県からの御説明はあっております。

県としては、そういうものを踏まえながら、次期、31年以降を今後、広域化をどういうふうにするかというのは、本年度中に方向性をお示ししたいということで、県の方からはお伺いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

2点目の構成市の枠組み変更はあるのかということなんですけど、先ほども申し上げましたけれども、ダイオキシン対策の大型焼却炉と、それから、24時間稼働というふうな考え方も、かなり技術が進歩して、今は小さな焼却炉でもダイオキシン対策が十分できるというふうな形に変わってきているというふうに思うんですが、そういう状況の中で、4番の運転契約とも若干絡むんだろうというふうに思うんですけれども、管理者もおっしゃいましたけれども、かなり前よりか高い契約になる可能性があるかと、そういう状況の中で、4市の枠組みというのは、ちょっと本当に失礼な言い方かもしれませんが、本当にそれだけコストが掛かるのであれば、例えば、一つの考え方として、島原半島に一つ焼却炉を造ってもいいんじゃないかとか、それから、それぞれの自治体の中で、自分たちのところで焼却炉を造った方が安上がりであると、そういうふうなことも、ある意味検討会の検討の課題の一つになっているのかなというふうに思ったりもするんですけれども、そういう交渉の過程で、例



えば、J F Eとの交渉の過程で、いわば1抜けた、2抜けたみたいになってしまふと非常におかしな形になってしまふんだらうというふうに思うんですが、そういう意味で管理者が代表して御答弁されておりますけれども、各市に、構成市におかれましても、この問題は、一つとなつてやっぱり結論を得るということを、途中でそういうふうな離脱とかなんとかということはありませんというふうなことを、それぞれの市長さんから大変恐縮ですけれども、一言御答弁いただければというふうに思ったりするんですが、いかがですか。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

今現在は、資料を作っている段階で、今、この県南の広域環境組合というのは4市でできています。南島原さんが8町ある中で2町だけが加入されているというふうなことでございまして、色んな意味で検討は進めていきますけれども、それを今の時点で、ああだこうだと言うことも、今の時点で言及すべきことではないなと私は思っております。まずは、同じように炉は二つ造つても、県南のこの環境組合はというようなことも考えられないことじゃないんで、何が一番有利ですかと。何が一番将来図的に、方策として適正ですかということをして現在の検討をするための資料を事務局を中心に作成してもらっていると。それを事務局だけじゃなくて、4市含めたところで、お互い精査をしていっているという状況ですから、過程の問題については、今言及することは避けたいなというふうに思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

わかりました。

では、次に行きたいと思いますが、運転の契約方法ということで、4点目に掲げておりますけれども、4名の市長さんが訪問されて、非常に感触はよかつたということでの御報告をいただいているわけですけれども、要するに具体的な問題を提示をして、そして、その話し合いをするということでは、まだないだらうというふうに思うんですね。

先ほど管理者は、J F Eが裁判の中でもなかなか明らかにしなかつたJ F Eが単独に負担した経費というのが大体わかつたと。

想定範囲かなというふうにおっしゃいましたけれども、その内容を含めて、この契約が成立、そこがひとつの契約交渉のスタートラインになるんでし

ようか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

契約の方法ということで、御質問は現炉、現サーモセレクト炉のここを延命化なり、例えば、建て替えの場合の短期間のつなぎ運転なりをする場合の契約のこの御質問かなとは思っております。

これはいずれにしても、まだ方針が決まっておきませんので、整備方針が決まってから実際に、例えば、延命化の期間でありますとか、そういうもので大規模改造、基幹的改良といいますけれども、15年たてば通常は基幹改良をして、また使い続けると。15年使い続けるという場合で、ほとんどの施設は機器とかそういうものについては、耐用年数なりが15年をある程度想定している分が多いということです。ここでもう一回15年、延命化をしようと思えば、ここで大規模に通常どおりの基幹改良をしなければいけないけれども、例えば、これがあと6年でいいとか、そういうことであれば、それに合わせた改良になってくるというようなことで、その内容が変わってまいります。

当然、その内容については、私どもJFEさんから今の炉を詳細に調べていただいて、どういうものがどう変えなければいけないとか、そのための費用はどうなんだというような部分を、当然交渉を今からやっていくわけです。

これはJFEの方から示していただく部分もありますけれども、私の方からも、私ども組合事務局も専門の方をお願いして、そういうものの妥当性を検証していくと。そこで、お互いに協議をしながら、その適正な発注仕様書というか、そういうものを整理しながらやっていくというふうになるかと思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

この炉は、かなりやっぱり当初から特殊炉であって、JFEさんの特許をかなり組み込んだ焼却炉だと、ガス化溶融炉だというふうに言われておりますけれども、その特許の部分というのは、JFEさんにしかわからないんじゃないですか、経費というのは。それを例えば、延命化を恐らく3年か5年か10年か15年か、それは色々選択肢があるにしても、その延命化をするときに、そういう特許の部分については、もうJFEさんの言いなりというふうな形になるんですかね。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

このサーモセレクト方式のガス化溶融施設でございますけれども、基本的なものはサーモセレクト社という外国のところが開発をして、それをJFEエンジニアリング様が、今の会社ですけれども、日本でのライセンスを取得されて、それに合わせて、御自分で色んな特許も附帯設備等でしながら、今の運転の施設があるというふうに理解をしております。

もう多分日本国内で形式認定をされて20年近く経つだろうと思っておりますので、基本的な分で切れている分もあるかと思っておりますけれども、その後、色んな開発をしながらされていた分の特許は残っていると思っております。

こういう分についても、いずれにしても、全くごみ焼却施設というのが、日本に1社しかなければ、確かに言いなりというのはあるかと思っておりますけれども、他にも色んな方式がございますけれども、例えば、似たような設備があったり、例えば、水処理であったら、ここだけじゃなくて、ほかのところでもしますし。ただし、その処理の内容は変わるかもしれませんけれども、そういうものについては、今、色んな専門コンサルがいらっしゃいますので、そういう方たちにも入っていただきながら、当然その価格の妥当性とか、そういうものについては精査をしていくというふうになろうかと思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

それは一般的によくわかるんですけど、要するに来年度中に結論を出した後に、JFEさんと、つなぎにしても、15年延命にしても、どちらにしてもJFEと話を進めていかんばいかんというふうなことは間違いなかわけですよ。

そうした中で、非常にその辺が来年度中に結論ということになれば、もう1年しか残されていないというふうな状況になっていくわけで、果たしてそういう、私ももう以前からずっとそういうふうに思っていたんですが、コスト面での折り合いができるかどうかということなんだろうというふうに思うんですが、その辺は、管理者がおっしゃるのは、やっぱり相手も、非常に誠意をもって信頼関係を築いてやっぱりこれからもちゃんと対応してくれるというふうにおっしゃいますけれども、そういうふうなことでまとめていくという御自信は管理者はありますか。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

和解をするときにも、この裁判を継続したほうがいいんじゃないかというようにお話もありました。その信頼関係というものは、協定書みたいなものでございまして、それで結んではいるんですけども、どこまでがその範囲かというのは、非常に微妙なところがあると思います。

それは、ただ私はそのときの判断としては、これしか方法がないなあというふうに思いまして和解を選択させていただきました。ですから、長崎地裁での和解勧告というのは4億9,000万円ぐらいから10億ちょっとの額の和解勧告でしたけれども、一審の判決は受けたほうがいいんじゃないかという選択をしまして、長崎地裁での和解協議は拒否をして、そして判決を求めるという方法を選択をいたしました。

福岡高裁での和解協議の中で、長崎地裁の判決も、我々が4億9,000万円から10億1,000万円というような範囲よりも、1.5倍ぐらいの額での和解判決でしたので、その意味ではよかったかなというふうに思っていますけれども、やはり一定の論議を尽くして、お互いの主張をし合ってすることが、やはり意義があることだというふうに思いましたので、一審ではそういう判断をさせていただき、二審での和解協議に臨むと。しかも、和解を前提とした構想をさせていただくというような方式をとり、それは、いずれにしても、JFEしかわからない部分というのは明らかにあるんですよ。どんな優秀なコンサルであろうが、どんな優秀なところであろうが、JFEが、要するに大量生産品を使っているような部品の交換だったら容易にできると。これは価格もわかるということですけども、注文生産みたいな部分がほとんどだと思いますので、そういう意味では価格というのがどの部分を価格に反映するかというので大きく変わってくるんだろうというふうに思っております。

そういうものの塊が、あの焼却場じゃないかなと。それはJFEの今回のこの焼却場だけじゃなくて、多かれ少なかれ、そういうことは出てくるんだろうと思いますけれども、いずれにしても、それをわかると。価格が適正かどうか、委託料が適正かどうかというのは非常に難しい部分である。我々がわかるのは、人員が我々が想定していた人員、当初の契約の人員よりも実質的には倍ぐらい。今、実際稼働、働いておられるということは分かります。

用役費がこれくらい想定していたのに、これくらい使われているというのは、これはもう裁判で出ていますから。そういうものは分かるんですけども、

補修ですよね、問題がわからないのは。補修に要する部品とかについては、それはどんな機械でもそうだと思うんですけども、汎用品でない以上、そういう部分の精査というのは、なかなか難しい。それはコンサルとかにお願いしてできる部分もあるかと思うんですけども、それでも分からない部分もあるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、とれる選択肢はお互いに信頼関係の中でやっていくしかないんですということで協定書を結ばせていただきましたけれども、そういうことで、やるべきことは全部やったと私は思っています、その中で、今からどういう選択をしていくのかというのを協議をするための材料を、資料を今作って、この焼却炉だけじゃなくて、今の分別の仕方とかなんとも含めて、まだやることが多くありますので、それらも含めて検討をしていくべきであろうというふうに思います。

焼却残渣が残らないというのが、この炉の売りですけれども、そういうことで色んな方式があるわけですので、その辺も含めて精査をし、結論を出していきたい。そのためには、一定の時間を要しますよということでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

いずれにしても、かなり金額を含めて契約が非常に重要な段階を迎えていくんだらうというふうに思うんですが、今の段階で、32年度以降の契約におおよそどれくらいの費用が掛かるかというのは、今、数字としてアバウトでも結構ですが、発表できるような数字はありますか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この分については、管理者も申したとおり、JFEエンジニアリングの方から色んな資料をいただいてというか、こういう条件はどうですか、どれぐらいですかとかいう話で御協力をいただいております。

ただ、これは比較資料の一つでございます、いずれにしても、ある程度、やっぱり色んなものをそろえてからできれば御説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

今回の補正を含めて、今、基金というのはどれくらいありますか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今議会をお願いしている補正予算を入れて、ごみ処理施設建設整備基金で、たしか30億円程度になります。今議会をお願いしている分を含めてですね。以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

当然、そこら辺では全く不足することなんでしょうね。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これについては、前にもちょっと御説明しましたけれども、前回この施設を建てる時の一財といいますか、一般財源で使われていたのが、たしか40億円以上じゃなかったかなと思います。それは建てるだけでございます、そのときはですね。今回は運転をしながら、建て替える場合には建て替えをしなければいけないというような、例えば、そういうパターンになった場合、もっと大きくなりましょうし、その辺はどれぐらいかというのは難しいわけですが、できるだけ財源を涵養しながら、構成市の負担金が平準化できるような体制に持っていければなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

事務局長は以前、国の補助金を活用してというふうにもおっしゃったと思うんですが、その補助金の名前と補助率というのはどれくらいになるんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは循環型社会形成促進補助金じゃなかったかなと思いますけれども、

新設の場合が幾つかの基準がございます。例えば、一番メインになるのが、エネルギー効率と申しまして、要は発電量に置き換えて、今そういうエネルギーの効率化ですね、そういう分を、例えば、15%以上に、この炉の規模は15%以上じゃないと補助の対象にしませんとかという部分がございます。できるだけ二酸化炭素の軽減と、そういうエネルギーの効率をやっていこうという趣旨に合致するようなハードルが設定されていると。これが新設の場合で3分の1補助でございます。

全部何もかも補助になるわけではなくて、なる分、ならない部分はありますけれども、基本的には3分の1ということです。

ただ、特に例えば、今15%、この炉の規模で15%ですけれども、これを21%以上にすれば、それにかかるような発電の効率化のためのそういう施設については、例えば、2分の1にしましょうという、そういう暫定的な措置も今あります。これが今のところ、30年までということになっております。その後どうなるかは、今のところわからない。

ただ、もう一つ、基幹的改良、要はこういう延命化の分でございますね。この分についても補助はございます。これがCO<sub>2</sub>、二酸化炭素を現在運転よりも3%以上削減するというのが一つのハードルになっております。

それを達成すれば、さっき言ったように補助の対象に、それに3%削減に寄与するような設備の改良とか交換には3分の1の補助をしましょうというような制度になっております。

ただ、この施設、非常に通常であれば、例えば、モーターを省エネルギーにかえるとか、そういうことで3%の削減を達成していくわけですけれども、この施設については、非常に、もう既に省エネ型にほとんどがなっているというところもございまして、実際に本当に設計をしてみないと、それを達成できるかどうかはあるという部分でございます。

基本的にはそれと、その対象にならなければ、今、起債で90%で交付税措置が50%のそういう重点化事業という起債、全く一財である場合はそういう支援措置もあるということでございます。いずれかをとりながら、選択しながらやっていくというような格好になると思います。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

いずれにしても、構成市を含めてどうするかということの選択を迫られる

わけでしょうけれども、前回の裁判とかを含めて、次の5項目に入っているんですけれども、重要な節目節目には、例えば、諫早市議会のことなんですけれども、市議会に対して、十分に協議とか、そういう話し合う場とかいうのを保障してくれというふうな諫早市議会の全員協議会等でそういう意見が出されたりもしました。なので、ぜひスケジュールの中に、そういう構成市に対する話し合いの場を十分持つてもらいたいような形でのスケジュールをぜひお願いしておきたいというふうに思います。

特に前回、一番百条委員会も作ってネックになったのは、部外といいますか、社外といいますか、そういうところと、はっきり言えば、もうJFEでございますけれども、話し合いの議事録が存在しなかったというふうなことが、肝心なところで大変な問題を惹起しました。それとまた、変更覚書というのがあること自体を議会も知らされていなかったと、そんなこともありました。

ですから、そういうことを含めてJFEと話をされたり、あるいは私ども議会に対しても、あるいは構成市に対しても、市議会に対しても、そういう協議の場をぜひ保障していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、大きな2点目でございますけれども、ごみ処理車の運搬ルートについて、コンテナ運搬車からの正規の輸送ルート、一緒に行きたいと思うんですが、地元民の方々との話し合いはどうなっているのかということについてお尋ねします。

**○議長（松本正則君）**

事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

リレーセンターからの輸送ルートに関する御質問にお答えを申し上げます。

リレーセンターからコンテナ運搬車の運搬ルートといたしましては、供用開始時からこれまで、国道57号尾崎交差点から県道大里森山肥前長田停車場線と県道諫早多良岳線ですね、多良岳のほうに登る分ですけれども、これを經由いたしまして、途中から市道栄田菅牟田長田線を走行するルートを通しております。

搬送ルートのうち、県道諫早多良岳線から御手水町に至る市道栄田菅牟田長田線につきましては、基本的な車道の幅員が4.5メートルぐらい。狭いところは4メートル程度のところもあるということで、この走行と沿道の安全性などについては、その対応が必要だというふうな認識を持っております。

また、そういうことでこのコンテナ車の運搬ルートの見直しにつきまして



は、過去に変更ということで、地元にご相談した経過もございますけれども、これまでは実現していないということでございます。

現在、この施設も、今、御指摘いただいたように、この整備方針をどうするかというふうな協議をしております。この方向性によっては、そのコンテナ運搬車の台数、そういうものも大きく変わってくる可能性もございますので、この運搬ルートの問題については、整備方針が決定して、この施設の将来の姿が明確になった時点でお願いするものはお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

福田町の中山のあの裏の新しい道は何のために造られたんですかね。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは中山東線、諫早市の市道でございますが、そういう路線名のことだろうと思っております。これについては、諫早市が搬送ルートということで、元々ここにごみを搬入するときのパッカー車がメインでございますけれども、市の収集ごみ、それと事業者のごみ、そういうものがありますけれども、それが現在の直接上ってくる中山線ですね。真っすぐ来る道路ですけれども、ここに集中しておったということで、ここを建て替えるときに、その台数が増えるだろうというようなこともございまして、その緩和をすべきだというような、色んな意見もあったりしまして、その対応策として、上りは真っすぐした中山線で、帰りは東線のほうを下っていくということで、その増える搬入車両の分散化ということで、循環型にするということで、当初から計画をされていたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

そこで、コンテナ運搬車を、どちらかの表ルートか裏ルートかわかりませんが、そこを通行して運搬することができないかということを経元と話をされたというふうに聞いているんですが、その辺何回ぐらい、どこを話をさ

れたんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これはこの施設の運営なり、協議します地域協議会という組織を組織いただきまして、色んな情報提供とか、そういう場をしておりますけれども、その場で、そういうお話もあって、平成23年7月に私ども組合事務局が下の沿道の地区であります中山地区の皆さんにお集まりいただいて、そういうルート of 付け替えの問題について、試験走行といいますか、そういう部分を含めてお願いをした経過があると。そのときに建設当時の説明の仕方であったりとか、色んな不確かな情報もあつたりとか、色々ありまして、御了解はいただけなかったということで、その直後から今まで実際的には、その後、具体的にそういう説明会をまたやるとかというのはありませんけれども、先ほどもおっしゃったとおり、その直後から施設の問題が持ち上がっておりまして、そういう部分で施設がちゃんと決まらないと、一度説明した話がまた違うという話になってしまいますので、そういう分についてはそういうことを考慮しながらやっていきたいということで今考えているところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

それもわかるんですけれども、管理者も事務局長も、コンテナ運搬車の道は通られたことはあると思うんですけど、私もこの前、たまたまコンテナ運搬車が離合するとき後ろをつけていたんですよ。そしたら、通らないんですよ、離合できない。そういう状態がずうっと続いていると。何とかせんばいかんというふうなことが、あちこちからやっぱり色々意見が出ていると思うんですけど、それがなかなか解決をされない。これをお願いしたところは、なかなかそれにも応じてもらえない。そしたら、今のままで、もう膠着状態で終わらせて、32年の新たな契約まで、そのまま待てということのかということは、私はやっぱりそれは対策が非常に不十分なんだろうというふうに思うんですよ。何とかしなければいけない。その道の迂回か拡幅かを含めてですよ。そうしないと、今の状態では、本当に何か地元の方々に大変迷惑をかけているような気がするんですが。

それと、やっぱり中山の方は、私は時間帯もあるんでしょうけれども、少し余裕があるような気もするんですよ。表ルート、裏ルートをうまく使えばです

ね。もしそういうふうな考えがあるのであれば、やっぱり説得をして、お願いをして、とにかく通させてくれということをもっとやっぱり粘り強く話をしなければいけないというふうに思うんですが、それが何か頓挫してしまって、もうそれでしょうがなくて、膠着状態にあると、そういうふうな感じがして、どうもしょうがないんですね。ですから、何かこの問題についての解決というか、そういうものを私は諫早市民の皆さん方に明らかにすべきだというふうに思うんですが、管理者いかがですか。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

中山東線は、当時、今、事務局長が申したような理由で開通をしたということですが、一部だけまだ道路拡幅ができていないところがあると思うんですが、この近くですよ。そういうことで、市道ですから、原則的にどのような車が通ろうと、一定の通行権はあるというのが原則だというふうに思います。

もう三、四年前の話になりますかね、当時の説明をさせていただいたんですが、当時の約束、先ほどの議事録等がないものですから、よくはわからないですけれども、約束と違うじゃないというようなことでの反対意見が出たということでございます。

いずれにしても、解決を迫られていると私は思っておりますけれども、そのタイミングがどうかということなんですけれども、先ほど申し上げましたように、今年資料を作って、例えば、もうこの場所じゃなくて、別の場所に造ろうよとか決まりますと、それが全く無に感じてしまうということもありますので、その辺のタイミングを見ながら、当然、通れるようにしていくと。

当時、まだ長田バイパスもなかったんですね。長田バイパスもなかったし、干拓堤防から島原半島のほうから長田バイパスを通過するというようなルートはなかったですから、そういう意味では、色んな障害があったと思うんですけれども、長崎本線の下をくぐる道も、今2本はありますから、そういう意味では機は熟しているかなと思いますけれども、当然ながら、タイミングというのがありますから、何でも1回、2回失敗したというか、そういう過去がある部分については、仕切り直しというのは非常に難しいタイミングが必要です。その選択というのは、ぜひ我々も熟慮をしながら、もう3回目になると失敗というのは許されないので、そういうことで不退転の決意でやるべきだろうと思います。ただ、タイミングはあると思います。

それから、先ほどの私ども、この構成市の負担金が大きく変わらないということを前提にしながら、31年度になりますと、起債の償還はほとんど終わってしまいますから、そういうものも見極めながら、各市の負担金が大きく変わらないことにしたいなという希望は持っているということをお含みおきいただきたいと思います。

以上です。

**○議長（松本正則君）**

これをもって、通告されました一般質問は終了いたします。

ここでしばらく休憩をとりたいと思います。15時50分から再開をしたいと思います。少々の休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

（午後3時36分 休憩）

（午後3時50分 再開）

**○議長（松本正則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7に入ります。

議案第8号「県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

議案第8号「県央県南広域環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、提案理由にも記載しておりますとおり、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項の整理など所要の改正を行おうとするものでございます。

このたびの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正は、同法に基づく条例に定めている事務についても、国及び各地方公共団体相互間で、個人番号などの情報を連携して利用できるように改められたものでございます。

それでは、お手元の議案第8号資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第2条は、この条例の定義を定める規定でございます。このたびの法改正により、国及び各地方公共団体間で連携した個人ナンバーなどの管理方法について準用規定を設けられたことから、条例で定める字句についても同様の趣

旨となるよう整理を行おうとするものでございます。

次に、第33条は、保有個人情報の提供先への通知を定める規定でございます。条例により情報の訂正請求を受けて、その訂正に対応した場合には、その訂正した内容をこのたびの改正により情報の連携をすることとなりました国及び各地方公共団体の連携先に通知しようとするものでございます。

その他、法改正による引用条項の整理を行うとともに、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（松本正則君）**

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までとなっております。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

議案第9号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

議案第9号の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7億7,252万1,000円を追加するもので、補正後の予算総額は40億5,452万9,000円となり、前年度と比較しますと、額にして7億6,153万2,000円、率にして23.1%の増となっております。

補正予算の概要でございますけれども、本日お手元に配付しております議案第9号参考資料により御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の補正予算は、平成28年10月のJFEエンジニアリング株式会社と本組合との間で成立した和解に基づき、既に経過している平成23年度から平成28年度までの6年分について精算額を確定し、納付がなされたことから、この一部を訴訟代理人に対する弁護士報酬の支払いに充て、その残りをごみ処理施設建設整備基金へ積み立てをしようとするものでございます。

3、予算の概要欄をご覧ください。

(1) 歳入の補正予算額として、7款. 諸収入に、平成23年度から平成28年度までの6年分の精算金合計7億7,252万1,000円を計上し、(2) 歳出の補正予算額として、2款2項1目の委託料に、平成17年度から平成28年度まで、12年間の組合の経済的利益に係る弁護士報酬として1億3,597万2,000円を計上し、残りの6億3,654万9,000円を、2款1項2目の積立金、ごみ処理施設建設整備基金に計上するものでございます。

4、精算額の年度別内訳に、今回の確定した各年度の精算金を表示いたしております。

その下段には、昨年和解における15年間の全体の解決金及び精算金の概要を参考までに整理をいたしております。

平成17年度から平成22年度までの6年間の高裁の和解解決金は17億5,000万円であり、これは既に平成28年度予算に計上済みでございます。

これに、今回補正予算に計上した平成23年度から平成28年度までの確定した精算金を加えますと、平成28年度までの12年間の合計が、およそ25億円となるものでございます。

これに、仮に推定でございますけれども、平成29年度から31年度までの未確定の残り3年分の精算金を足しますと、和解の15年間全体でおよそ30億円となり、これが昨年の高裁和解によって得られた本組合の経済的利益の総額見込みということになります。

ページをめくっていただきまして、次に5、ごみ処理施設建設整備基金の状況欄を御覧ください。

先ほども基金の件でありましたけれども、積み立ての推移を整理いたして

おります。平成28年度末現在高で21億4,578万1,000円。これに平成29年度当初予算の積立金3億円、それと今回の補正予算分を加えますと、平成29年度末の基金見込みが30億7,892万9,000円となるものでございます。

次に、6番、訴訟代理人に対する報酬の算定根拠でございます。

(1) 報酬の算定方針を御覧いただきたいと思っております。

①では、弁護士報酬の算定基礎となる本訴訟における組合が受ける経済的利益額としましては、先ほど御説明したとおり、平成17年度から22年までの6年分の和解解決金17億5,000万円に加え、和解条項に盛り込まれております精算方法に従って、残りを精算するという事で、平成23年度から31年度までの9年分の精算金も組合が最終的に受ける経済的利益となるものでございます。全体で15年間の解決金及び精算金の合計額が弁護士報酬の算定基礎になるということでございます。

今回の予算は、現時点で確定しております平成17年度から28年度までの12年分の組合の経済的利益に対する報酬を計上させていただいております。これにつきましては、3ページ上段の参考欄の抜粋欄を御覧いただきたいと思っております。

旧日本弁護士連合会報酬等基準の括弧の下段の方に経済的利益算定の特例欄を御覧いただきたいと思っております。旧日本弁護士会基準では、経済的利益の額と依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならないという規定がございまして、高裁和解には、和解解決金17億5,000万円ですけれども、このほかに、残る9年分の精算方法が和解に盛り込まれておりますので、和解条項に従って確定した、または今後確定する精算金も組合の経済的利益になるということでございます。

したがって、③では、今後組合が経済的利益となる未到来の精算金についても、精算金が確定した場合には、その都度報酬を支払うという方法をとらせていただいております。この分については、後もって具体的に御説明いたします。

②の着手金のところでございます。これもやはり3ページの参考欄の上段部分に、着手金不足額についてということでございますので、その括弧の中を御覧いただきたいと思っております。

旧弁護士会基準では、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができるとされております。本事件においては、長崎地裁で争った訴訟額は約38億円余りに上りまして、規定ど

おり着手金を支払っておりますと、約8,110万円となったものでございます。実際に着手金として支払ったのは2,100万円でございます。

今回の着手金部分で報酬金として算定する額の基礎になる部分というのは、訴訟額38億円ではなく、和解で確定した解決金17億5,000万円を基礎として計算をするということで、既に支払った額を差し引いた額を着手金不足相当額ということで報酬に加算しようとするものでございます。

では、算定方法に従いまして、具体的に報酬の計算過程を御説明いたします。

(2) 報酬の計算部分を御覧ください。

①部分、現時点で組合の確定した経済的利益は、和解解決金の17億5,000万円、それに今回の6年分の7億7,252万811円の合計12年間で、25億5,225万811円となります。これに各区分ごとの報酬率を乗じますと、表の合計の一番下に太枠欄がございまして、「ア」と表示してございますけれども、1億828万823円ということになります。

次に、②で着手金不足相当額を算定しておりまして、着手金の算定基礎を17億5,000万円として、これに規定の着手金率を乗じますと、表の合計欄、やはり太枠欄の「イ」のところは3,869万円ということになりまして、これに既に支払っております2,100万円を差し引いた着手金不足相当額は、表の下のほう、「ウ」のところの1,769万円となります。

③では、現時点で確定しております12年間の経済的利益に対する報酬額として、①の⑦の部分ですね。17年から28年までの報酬。それに着手金不足相当額の「ウ」の部分を合計して1億2,590万円となります。これに消費税等を加えまして、1億3,597万2,000円が今回の補正額となるものでございます。

また、未確定であります平成29年度から31年度までの3年間の精算金に対する弁護士報酬につきましては、3ページの下段の方、7、債務負担行為の補正の欄を御覧ください。

平成23年度以降で精算金が最大となっております平成24年度の1億8,047万8,462円を基準にいたしまして、債務負担行為の限度額を算出させていただいております。3年間で2,347万2,000円ということで計上をさせていただいております。

なお、平成31年度分は、消費税を引き上げた見込み額とさせていただいております。

具体的には、各今後の未精算の分については、各年度の精算金が、その翌年確定しますと、そのときに精算金に経済的利益額として3億円以上の区分、報



酬率4%を乗じて、消費税を加えて、その都度支払おうとするものでございます。

以上、議案第9号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（松本正則君）**

これより議案第9号に対する質疑に入ります。質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しください。質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（山本博幸君）**

議案第10号「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し

まして議会の認定に付すものでございます。

それでは、お手元に配付しております主要施策の成果説明書により28年度の決算概要を御説明申し上げます。

併せまして、決算書のほうも御覧いただければと思います。

主要施策の成果説明書、まず5ページをお開きいただきたいと思います。

決算書は1ページから5ページに該当いたします。

成果説明書の5ページの下段の平成28年度決算収支の状況の項目、表中の28年度の欄を御覧いただきたいと思います。

28年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額52億4,519万1,372円、歳出総額49億7,600万8,718円となり、歳入歳出差引額は2億6,918万2,654円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額となり、前年度と比較しますと、約890万円、3.4%の増でございます。これは、リレーセンターの施設運営に係る委託料は増となったものの、LNGの使用料の減少や用役費の単価の低下などが主な理由でございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書、6ページ、7ページを御覧ください。

決算書は10ページから13ページでございます。

成果説明書6ページは、款別の説明、7ページの上段①は、予算額と決算額の比較でございます。中段②は、款別の前年度決算額との比較、下段③は、過去5年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

7ページ中段の②の款別決算額前年度比較で説明をさせていただきたいと思います。

まず、1款. 分担金及び負担金は、構成市4市からの分担金で、前年度と同額の30億円でございます。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書の11ページの備考欄に記載をしておりますので、併せて御確認ください。

次に、2款. 使用料及び手数料でございます。

1項. 使用料につきましては、組合所有地への電柱等の施設許可に伴う行政財産の目的外使用料といたしまして、前年度と同額の7,000円でございます。

2項. 手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれる一般廃棄物処理に係る手数料でございまして、直接持ち込まれる有料ごみが、昨年度と比較して190tほど減少しております。これに伴い、前年度比124万1,

000円、率にして0.6%の減と。総額は1億9,716万8,000円の収入となっております。

1項2目を合計いたしますと、1億9,717万5,000円ということになります。

次に、4款. 財産収入でございます。

ここは全て基金の預金利子でございまして、18万2,000円でございます。この分につきましては、ごみ処理施設建設整備基金への積み立てを行ったことから、前年度比6万6,000円、率にして56.9%の増となっております。

基金ごとの内訳につきましては、決算書11ページの備考欄に記載をしておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

次に、5款. 繰入金でございます。

高利率の起債の繰上償還を行う財源の一部として、財政調整基金から919万4,000円を繰り入れたものでございます。前年度比6,899万1,000円、率にして88.2%の減となっております。

次に、6款. 繰越金でございます。

平成27年度からの繰越金で、2億6,030万7,000円、前年度比61.0%、額にして9,859万6,000円の増となっております。

次に、7款. 諸収入でございます。

1項. 組合預金利子は、歳計及び歳計外現金の預金利子ということで、15万8,000円でございます。

2項. 雑入は、通常の余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料負担金や余剰電力販売料、副産物販売料などの通常分に加えまして、昨年度は高裁の和解解決金や熊本地震に伴う災害ごみ処理委託事務委託料などもあり、17億6,032万9,000円の増となり、総額は17億7,817万5,000円となっております。

これと預金利子を合わせた諸収入全体では、前年度比9,753.9%の増、17億6,028万6,000円となっております。

なお、雑入の詳細につきましては、決算書の13ページ中段の備考欄に記載をいたしております。不能欠損及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

成果説明書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

決算書は、16ページから23ページでございます。

成果説明書8ページは款別の説明、9ページの上段①は予算額と決算額の

比較、中段②は款別の決算額前年度比較、下段③は過去5年間における歳出決算額の推移をグラフであらわしたものでございます。

9ページ中段②の款別決算額前年度比較で主に説明をさせていただきます。

まず、1款. 議会費でございます。

議会費は、組合議会の運営に係る費用でございます。平成28年度は議会などの開催数が減となったことから、前年度比31.8%の減、54万8,000円であり、上段①の予算の執行率については19%となっております。

なお、不用額の主なものといたしましては、視察研修分及び臨時議会分の執行残ということでございます。

次に、2款. 総務費は、組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、訴訟費、基金積立金、監査委員費などでございます。

平成28年度は、ごみ処理施設建設整備基金に19億5,009万1,000円の組み立てを行ったことから、決算額は前年度比で513.2%の増、20億1,731万8,000円となっております。予算の執行率は99.7%でございます。

不用額の主なものとしましては、和解成立に伴う争訟総括事務の執行残などでございます。

次に、3款. 衛生費でございます。

施設の用役費及び運転管理業務などのごみ処理や余熱利用施設に係る経費でございます。平成28年度はリレーセンターの年次的な点検整備に係る委託料が増となったものの、エネルギーのLNG使用料の減や用役費の単価の定価などから、決算額は前年度比で7.7%の減の14億79万4,000円であり、予算の執行率は81.5%となっております。

不用額の主なものは、クリーンセンターの用役費や運転委託業務などに係る執行残でございます。

次に、4款. 公債費でございます。

公債費は、組合が発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに、緩やかに減少をしておりましたが、昨年度は高利率の起債の繰上償還2億6,950万円を実施したことから、決算額は元金が15億429万2,000円、利子5,305万7,000円、合わせまして、前年度比15.4%の増で、15億5,734万9,000円となっております。

最後に、5款. 予備費でございます。

充用する案件がございませんでしたので、予算額1,000万円、全て執行残となっております。

なお、成果説明書の10ページには、上段に用役費の前年度の比較、その下には、平成24年度以降の推移をグラフ化して掲載をいたしております。

また、11ページ上段には、人件費の前年度比較、中段には基金の状況について記載をいたしております。

成果説明書12ページから13ページは、9、地方債の状況について記載をしております。

12ページ、上段①借入額等の表を御覧いただければと思います。

許可年度の一番下から2段目ですけれども、17年度分の借入残を平成27年度の繰上償還したものでございます。この繰上償還により、利子額約1,400万円を節減することができました。

13ページは、公債費の推移をグラフ化したものです。

上段③の総額のグラフを見ますと、平成28年度は繰上償還を行ったことからグラフが突出した形になります。

今後は、当初借り入れた記載の償還が順次完了することにより、平成31年度をもって起債の償還が完了する見込みとなっております。

次の段(1)一般廃棄物処理事業債は、ごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度までとなっております。

その下の段の(2)一般単独事業債は、余熱利用施設に係るもので、繰上償還を行ったことから、返済が終了したものでございます。

なお、下段④は地方債現在高の推移となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月20日に監査委員による決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいているところです。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（松本正則君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しくください。質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。（「なし」と言う者あり）

#### ○議長（松本正則君）

それでは、次に、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。あ

りませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、これを認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了しました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本正則君)

御異議なしと認めます。これをもって平成29年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

○議長(松本正則君)

議員各位の御協力により、スムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後4時19分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

松本 正則

署名議員

南条 博

署名議員

山口 喜久雄